

(令)別表第一 危険物(第一条、第六条、第九条の三関係)

一 爆発性の物

- 1 ニトログリコール、ニトログリセリン、ニトロセルローズ その他の爆発性の硝酸エステル類
- 2 トリニトロベンゼン、トリニトロトルエン、ピクリン酸 その他の爆発性のニトロ化合物
- 3 過酢酸、メチルエチルケトン過酸化物、過酸化ベンゾイル その他の有機過酸化物
- 4 アジ化ナトリウムその他の金属のアジ化物

二 発火性の物

- 1 金属「リチウム」
- 2 金属「カリウム」
- 3 金属「ナトリウム」
- 4 黄りん
- 5 硫化りん
- 6 赤りん
- 7 セルロイド類
- 8 炭化カルシウム(別名 カーバイド)
- 9 りん化石灰
- 10 マグネシウム粉
- 11 アルミニウム粉
- 12 マグネシウム粉及びアルミニウム粉以外の金属粉
- 13 亜ニチオノ酸ナトリウム(別名 ハイドロサルファイト)

三 酸化性の物

- 1 塩素酸カリウム、塩素酸ナトリウム、塩素酸アンモニウム その他の塩素酸塩類
- 2 過塩素酸カリウム、過塩素酸ナトリウム、過塩素酸アンモニウム その他の過塩素酸塩類
- 3 過酸化カリウム、過酸化ナトリウム、過酸化バリウム その他の無機過酸化物
- 4 硝酸カリウム、硝酸ナトリウム、硝酸アンモニウム その他の硝酸塩類
- 5 亜塩素酸ナトリウム その他の亜塩素酸塩類
- 6 次亜塩素酸カルシウム その他の次亜塩素酸塩類

四 引火性の物

- 1 エチルエーテル、ガソリン、アセトアルデヒド、酸化プロピレン、二硫化炭素
その他の引火点が零下30度未満の物
- 2 ノルマルヘキサン、エチレンオキシド、アセトン、ベンゼン、メチルエチルケトン
その他の引火点が零下30度以上零度未満の物
- 3 メタノール、エタノール、キシレン、酢酸ノルマルーペンチル(別名 酢酸ノルマルーアミル)
その他の引火点が零度以上30度未満の物
- 4 灯油、軽油、テレビン油、イソペンチルアルコール(別名 イソアミルアルコール)
酢酸その他の引火点が30度以上65度未満の物

五 可燃性のガス(水素、アセチレン、エチレン、メタン、エタン、プロパン、ブタン

その他の温度15度、一気圧において気体である可燃性の物をいう。)